

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課）	39
○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課）	39
○電気事業法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則.....（地球温暖化対策室）	40
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）	40
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（農業経営課）	42

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	43
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定.....（環境推進課）	43
○家畜伝染病検査の命令（3件）.....（畜産振興課）	44
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	49
○農業委員会が行う交換分合計画の認可.....（農業施設管理課）	49
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	49
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	49
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	49
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	50
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	50
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	50
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	51
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	52

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）.....	52
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	55
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	56

○特定調達契約に係る入札の公告.....	57
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	58
道監査委員公表	
○監査公表第3号.....	59
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	59
○特定調達契約に係る入札の公告.....	59
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	60

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の項中「、第41条第1項及び第46条の6」を「及び第41条第1項」に改め、同表北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の項を削る。

別表第2 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の項中「第41条の6」の次に「（個人事業税の事業開始等の届出に係る部分を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平

成18年北海道規則第69号)の一部を次のように改正する。

別表第3 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)の項中「第22条(第6条)」を「第22条第1項から第3項まで(第6条第1項)」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

電気事業法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

電気事業法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則(平成21年北海道規則第105号)の一部を次のように改正する。

第21条各号を次のように改める。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者
- (2) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者
- (3) 電気事業法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者

別記第5号様式及び別記第6号様式中「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改める。

(北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道環境影響評価条例施行規則(平成11年北海道規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の表3の項ア中「第2条第1項第8号の電気事業者(以下単に「電気事業者」という。)又は同項第9号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(以下「卸供給事業者」という。)」を「第2条第1項第15号の発電事業者(以下単に「発電事業者」という。)」に改め、同項イ中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

別表第1の5の項ア及びイ中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

(北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改め

る。

- (1) 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)第15条第1号ウ(ニ)
- (2) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則(平成25年北海道規則第60号)第28条第1号ネ及び第30条第6号

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 北海道地球温暖化防止対策条例(平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。)第29条第1項の規定により平成27年度分の再生可能エネルギー計画書(同項に規定する再生可能エネルギー計画書をいう。)の提出をした者が行う条例第30条の規定による報告については、第1条の規定による改正後の北海道地球温暖化防止対策条例施行規則別記第6号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成6年北海道規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の5中「第5条の9の2第1項」の次に「(省令第5条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第4条の8の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「第9条の3第1項」の次に「又は第9条の3の3第1項」を加える。

第4条の9の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「第5条の8第1項」の次に「(省令第5条の10の10において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第21条第1項中「又は再生利用若しくは廃棄物再生事業の用に供する施設」を削り、同項ただし書中「ただし、」の次に「第5条第1項、第5項、第7項及び第8項、第6条第2項、第7条第2項、第18条第2項、第19条第2項並びに」を、「第12条の3第7項」の次に「並びに政令第17条第1項、第20条及び第21条」を加え、同条第2項中「第5条第1項、第5項、第7項及び第8項、第6条第2項、第7条第2項、第18条第2項並びに第19条第2項、法第9条の3第1項、政令第17条第1項、第20条第1項及び第21条第1項」を「法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項」に、「一部」を「1部」に改める。

別記第8号様式中「第9条の3第11項」の次に「(第9条の3の3第3項)」を加える。

別記第11号様式(表)中

「名 称
代表者の氏名」を

「住所氏名」に改め、「第9条の3第1項」の次に
「（第9条の3の3第1項）」を加え、同様式（表）を同様式（第1面）とし、同様式（裏）を削り、同様式に次のように加える。

（第2面）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

（第3面）

届出者		
（個人である場合）		
（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
		住所
（法人である場合）		

(ふりがな) 氏 名		住 所	
法定代理人（届出者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	所
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 法 人 の 名 称		住 所	
(ふりがな) 役員の氏名	生 年 月 日	本 籍	所
	役職名・呼称	住	所
役員（届出者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	所
	役職名・呼称	住	所

（第4面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の

額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍		
	役 職 名・呼 称	住	所	

備考

1 ※欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 正本1部、副本1部を提出すること。

別記第12号様式（表）中

「名 称」を
代表者の氏名
「住 所」
氏 名
「法人にあっては、名称及び代表者の氏名」に改め、「第9条の3第8項」の次に
「市町村にあっては、名称及び代表者の氏名」
電話番号
「（第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項）」を加える。

別記第25号様式の2中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改める。

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第8号様式、別記第12号様式又は別記第25号様式の2の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第8号様式、別記第12号様式及び別記第25号様式の2の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.25パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年0.45パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年2月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。	(3) 9,454,104円 (4) 19,811,088円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月8日付け北海道告示第18号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
告 示	
北海道告示第169号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータの購入 186台 (2) パーソナルコンピュータの購入 184台 (3) パーソナルコンピュータの購入 92台 (4) パーソナルコンピュータの購入 242台 2 落札を決定した日 平成28年2月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 北海道日興通信株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33 (3) 1の(3)及び(4) ア 氏 名 大丸藤井株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 19,214,172円 (2) 18,947,952円	北海道告示第170号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 34台 2 落札を決定した日 平成28年2月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士通リース株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 4 落札金額 64,746円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月8日付け北海道告示第19号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第171号 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年 3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町 5 番20の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第172号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成28年 3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 牛のブルセラ病及びヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
芦 別 市	平成28年 6月 7日から 7月20日まで
砂 川 市	同 6月 6日から 7月19日まで
千 歳 市	同 4月 4日から 6月17日まで
小 樽 市	同 4月 1日から 6月30日まで
島 牧 村	同
余 市 町	同
赤 井 川 村	同
厚 真 町	同
函 館 市	同 6月 6日から 7月15日まで
知 内 町	同 4月25日から 6月 3日まで
木 古 内 町	同 4月 1日から 5月31日まで
旭 川 市	同 4月 1日から 7月 8日まで
名 寄 市	同 4月18日から 7月15日まで
東 川 町	同
南 富 良 野 町	同 4月 1日から 6月17日まで

苦 前 町 同	4月 1日から 7月29日まで
稚 内 市 同	4月25日から 7月 8日まで
紋 別 市 同	8月 1日から12月22日まで
斜 里 町 同	4月 1日から 6月30日まで
置 戸 町 同	4月25日から 7月29日まで
佐 呂 間 町 同	8月22日から12月22日まで
遠 軽 町 同	4月11日から10月 7日まで
新 得 町 同	5月30日から 8月26日まで
清 水 町 同	8月 1日から10月28日まで
中 札 内 村 同	8月15日から11月11日まで
更 別 村 同	5月16日から 9月 9日まで
大 樹 町 同	4月 1日から10月 7日まで
浦 幌 町 同	6月 6日から 8月26日まで
根 室 市 同	4月 1日から12月31日まで
別 海 町 同	5月 1日から平成29年 2月28日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

2 牛のブルセラ病及びヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市	平成28年 4月25日から 5月27日まで
小 樽 市 同	4月 1日から 6月30日まで
島 牧 村 同	
余 市 町 同	
赤 井 川 村 同	
旭 川 市 同	4月 1日から 7月 8日まで

名 寄 市 同	4 月18日から 7 月15日まで
東 川 町 同	
南 富 良 野 町 同	4 月 1 日から 6 月17日まで
根 室 市 同	4 月 1 日から12月31日まで
別 海 町 同	
中 標 津 町 同	
標 津 町 同	
羅 臼 町 同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛の結核病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)	の 期 日
滝 川 市	平成28年 5 月30日から 7 月14日まで	
長 沼 町	同 5 月23日から 7 月 8日まで	
恵 庭 市	同 5 月 9 日から 7 月22日まで	
室 蘭 市	同 4 月 1 日から 6 月30日まで	
白 老 町	同	
む か わ 町	同	
浦 河 町	同 5 月 9 日から 6 月10日まで	
様 似 町	同 4 月 4 日から 5 月13日まで	
え り も 町	同	
美 瑛 町	同 5 月16日から 8 月12日まで	
枝 幸 町	同 4 月 4 日から 5 月20日まで	
紋 別 市	同 8 月 1 日から12月22日まで	
斜 里 町	同 4 月 1 日から 6 月30日まで	
置 戸 町	同 4 月25日から 7 月29日まで	

佐 呂 間 町 同	8 月22日から12月22日まで
遠 軽 町 同	4 月11日から10月 7日まで
新 得 町 同	5 月30日から 8 月26日まで
清 水 町 同	8 月 1 日から10月28日まで
中 札 内 村 同	8 月15日から11月11日まで
更 別 村 同	5 月16日から 9 月 9日まで
大 樹 町 同	4 月 1 日から10月 7日まで
浦 幌 町 同	6 月 6 日から 8 月26日まで
根 室 市 同	4 月 1 日から12月31日まで
別 海 町 同	5 月 1 日から平成29年 2 月28日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 牛の結核病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)	の 期 日
根 室 市	平成28年 4 月 1 日から12月31日まで	
別 海 町	同	
中 標 津 町	同	
標 津 町	同	
羅 臼 町	同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

5 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の
市 町 村 名

芦 別 市 平成28年6月7日から7月20日まで
石 狩 市 同 4月25日から6月3日まで
島 牧 村 同 4月1日から6月30日まで
寿 都 町 同
赤 井 川 村 同
函 館 市 同 6月6日から7月15日まで
知 内 町 同 4月25日から6月3日まで
木 古 内 町 同 4月1日から5月31日まで
鹿 部 町 同 4月1日から5月6日まで
旭 川 市 同 4月1日から7月8日まで
名 寄 市 同 4月18日から7月15日まで
東 川 町 同
南 富 良 野 町 同 4月1日から6月17日まで
苫 前 町 同 4月1日から7月29日まで
初 山 別 村 同
稚 内 市 同 4月25日から7月8日まで
紋 別 市 同 8月1日から12月22日まで
斜 里 町 同 4月1日から6月30日まで
置 戸 町 同 4月25日から7月29日まで
佐 呂 間 町 同 8月22日から12月22日まで
遠 軽 町 同 4月11日から10月7日まで
大 樹 町 同 4月1日から6月3日まで
根 室 市 同 4月1日から12月31日まで
別 海 町 同 4月1日から平成29年2月28日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

6 馬伝染性貧血（一般馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の
市 町 村 名

歌 志 内 市 平成28年4月1日から6月30日まで
上 砂 川 町 同
長 沼 町 同
妹 背 牛 町 同
秩 父 別 町 同
江 別 市 同 6月6日から7月29日まで
当 別 町 同
喜 茂 別 町 同 6月15日から8月14日まで
泊 村 同
苫 小 牧 市 同 5月9日から7月29日まで
豊 浦 町 同
洞 爺 湖 町 同
安 平 町 同
新 冠 町 同 4月1日から8月31日まで
新 ひ だ か 町 同
八 雲 町 同 5月9日から6月17日まで
長 万 部 町 同
今 金 町 同 5月16日から7月15日まで
せ た な 町 同
鷹 栖 町 同 4月1日から8月12日まで
比 布 町 同
美 瑛 町 同
稚 内 市 同 6月20日から8月12日まで
猿 払 村 同
中 頓 別 町 同
枝 幸 町 同
豊 富 町 同
幌 延 町 同
北 見 市 同 4月1日から8月31日まで
網 走 市 同
大 空 町 同

帯 広 市	同	7月11日から9月23日まで
音 更 町	同	7月4日から9月9日まで
士 幌 町	同	5月23日から7月29日まで
上 士 幌 町	同	4月25日から7月1日まで
新 得 町	同	4月18日から6月24日まで
中 札 内 村	同	5月9日から7月15日まで
池 田 町	同	5月30日から8月5日まで
本 別 町	同	4月1日から6月3日まで
陸 別 町	同	4月4日から6月10日まで
鶴 居 村	同	5月18日から10月7日まで
釧 路 市	同	
根 室 市	同	6月1日から9月30日まで
別 海 町	同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

7 馬伝染性貧血（種雄馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
江 別 市	平成28年6月6日から7月29日まで
当 別 町	同
喜 茂 別 町	6月15日から8月14日まで
泊 村	同
八 雲 町	5月9日から6月17日まで
長 万 部 町	同
鷹 栖 町	4月1日から8月12日まで
比 布 町	同

美 瑛 町	同	
稚 内 市	同	6月20日から8月12日まで
猿 払 村	同	
中 頓 別 町	同	
枝 幸 町	同	
豊 富 町	同	
幌 延 町	同	
帯 広 市	同	7月11日から9月23日まで
音 更 町	同	7月4日から9月9日まで
士 幌 町	同	5月23日から7月29日まで
上 士 幌 町	同	4月25日から7月1日まで
新 得 町	同	4月18日から6月24日まで
中 札 内 村	同	5月9日から7月15日まで
池 田 町	同	5月30日から8月5日まで
本 別 町	同	4月1日から6月3日まで
陸 別 町	同	4月4日から6月10日まで
鶴 居 村	同	5月18日から10月7日まで
釧 路 市	同	
根 室 市	同	6月1日から9月30日まで
別 海 町	同	
中 標 津 町	同	
標 津 町	同	
羅 臼 町	同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

8 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

由 仁 町 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
北 見 市 同
新 得 町 同 5月30日から11月4日まで
清 水 町 同 5月23日から7月29日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

9 腐蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
札 幌 市 平成28年4月4日から10月31日まで
北 広 島 市 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成27年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第173号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域 実 施 の 期 日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北海道一円。ただし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第174号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実 施 す る 区 域 実 施 の 期 日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北海道一円 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成28年3月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

		北海道知事	高橋 はるみ
地区名	事業の種類		縦覧場所
新西部	経営体育成基盤整備事業〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理）		北海道空知総合振興局
重内第2	農業用排水施設、暗渠排水		北海道渡島総合振興局

北海道告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、栗山町農業委員会が定めた栗山町旭台・継立地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成28年3月11日

- 北海道知事 高橋 はるみ
- 1 保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町苫多5地先・尾幌1701地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、尾幌1701・1702・1767・1769（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 水道事業用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 水道事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町・浦河郡浦河町（以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに係関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を赤平市役所の掲示場に掲示した。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年農林水産省告示第488号
- 2 所在が不明な者 荒木 一正

北海道告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上庶路庶路停車場線	白糠郡白糠町庶路基線146番4地先（河川敷地）から 同郡白糠町庶路82番1地先まで	平成28. 3.12

北海道告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
股瀬川（Ⅰ－22－0560）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡知内町字涌元（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
支フキリ川（Ⅱ－22－0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡知内町字涌元（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
団地2の沢川（Ⅰ－84－0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

足寄郡足寄町下愛冠（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
シモアイカップ川（Ⅰ－84－0100）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
足寄郡足寄町美盛（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
股瀬川支流（Ⅰ－22－0560－1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡知内町字涌元（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
フキリ川（Ⅱ－22－0580）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡知内町字涌元、字元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 奥尻奥尻7（Ⅰ－2－518－1556）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
奥尻奥尻11（Ⅰ－2－522－1560）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄芽登1（Ⅰ－8－51－2697）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町芽登（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄西町1（Ⅰ－8－53－2699）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町西町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
足寄西町2（Ⅰ－8－54－2700）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
足寄郡足寄町西町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄西町3（Ⅰ－8－56－2702） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町西町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 足寄里見が丘1（Ⅰ－8－57－2703） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町里見が丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 団地1の沢川（Ⅰ－84－0340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町下愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 郵便局の沢川（Ⅰ－84－0380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡足寄町上足寄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第185号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成28年3月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通及び3・4・55号琴似・栄町通） (3) 事 業 施 行 期 間 平成13年4月27日から平成32年3月31日まで (4) 事 業 地（収用の部分） 変更なし 2(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・31号南1条通） (3) 事 業 施 行 期 間 平成12年7月18日から平成29年3月31日まで (4) 事 業 地（収用の部分） 変更なし 3(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） (3) 事 業 施 行 期 間 平成14年7月30日から平成30年3月31日まで (4) 事 業 地（収用の部分） 変更なし 4(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・8号北8条通） (3) 事 業 施 行 期 間 平成16年5月28日から平成30年3月31日まで (4) 事 業 地（収用の部分） 変更なし 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月11日 北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価並びにフルカラー及びモノクロ1枚当たり
---	---

の単価）及び数量

(1) デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(2) 調達台数及び調達予定数量

4台及び1月当たりフルカラー54,300枚、モノクロ18,800枚

2 落札を決定した日

平成28年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社文明堂

(2) 住 所 岩見沢市9条西1丁目1番地

4 落札金額

基本料金 1月当たり 4,000円

複写料金（フルカラー） 1枚当たり 3.2円

複写料金（モノクロ） 1枚当たり 0.5円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月26日付け北海道空知総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道空知総合振興局産業振興部調整課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 3台及び1月当たり13,759枚

(2)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 3台及び1月当たり30,585枚

2 落札を決定した日

平成28年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社ダイマル

(2) 住 所 岩見沢市4条西5丁目7番地

4 落札金額

(1)ア 1月当たりの単価 6,000円

イ 1枚当たりの単価 2.36円

(2)ア 1月当たりの単価 3,000円

イ 1枚当たりの単価 1.46円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月26日付け北海道空知総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

(1) 乗用自動車の賃貸借（21台分）一式

(2) 貨物兼乗用自動車の賃貸借（4台分）一式

(3) 乗用自動車の賃貸借（1台分）一式

(4) 乗用自動車の賃貸借（4台分）一式

2 落札を決定した日

平成28年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 北海道日産自動車株式会社

イ 住 所 札幌市東区北19条東1丁目2番20号

(2) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース新札幌

イ 住 所 札幌市豊平区平岸7条13丁目2番47号

(3) 1の(4)

ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社
イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号

4 落札金額

- (1) 335,664円
- (2) 72,576円
- (3) 30,942円
- (4) 81,648円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月29日付け北海道空知総合振興局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課需品係
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 数量

1台及び1月当たり モノクロ1,979枚 フルカラー6,625枚

2 落札を決定した日

平成28年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社大和商会
- (2) 住 所 岩見沢市6条東3丁目

4 落札金額

基本料金	1月当たり	500円
モノクロ	1枚当たり	1.30円
フルカラー	1枚当たり	3.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月26日付け北海道空知総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局産業振興部林務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道後志総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道後志総合振興局長 橋 本 彰 人

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) モノクロ複写機賃貸借契約
1台及び1月当たり 1,191枚
- (2) モノクロ複写機賃貸借契約
1台及び1月当たり 16,906枚
- (3) モノクロ複写機賃貸借契約
1台及び1月当たり 5,008枚
- (4) モノクロ複写機賃貸借契約
1台及び1月当たり 360枚

2 落札を決定した日

平成28年2月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 有限会社日進堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目13番地

- (2) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社川端文化堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

- (3) 1の(4)

ア 氏 名 株式会社フルムラ商会
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号

4 落札金額

- (1) 基本料金 22,000円
複写料金 1枚当たり 6.5円

(2) 基本料金26,000円 複写料金1枚当たり3.2円 (3) 基本料金22,600円 複写料金1枚当たり3.5円 (4) 基本料金15,500円 複写料金1枚当たり6.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月29日付け北海道後志総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 学習用システムパーソナルコンピュータ 一式
(2) 予 定 時 期 平成28年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Yuho High School) 42 sets
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 22, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 21, 2016)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku,

Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月11日

北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成28年3月11日に一般競争入札の公告を行う

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約
イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約
ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約
エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約
オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約
カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

(2) 資 格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
(3) 平成26年度及び平成27年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年3月11日（金）から同月22日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電話番号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月11日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス貸借契約
イ 北海道真駒内養護学校スクールバス貸借契約
ウ 北海道拓北養護学校スクールバス貸借契約
エ 北海道星置養護学校スクールバス貸借契約
オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス貸借契約
カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス貸借契約

調達予定数量については、別紙「学校別コース一覧」のとおりとする。

（別紙「学校別コース一覧」は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁石狩教育局告示第55号に規定するスクールバス貸借借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階 第3研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
(2) 入札日時 平成28年3月24日（木）午前9時30分（送付による場合は、同月23日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a The school bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School
- b The school bus rental contract of the Hokkaido Makomanai Special Needs School
- c The school bus rental contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School
- d The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki Special Needs School
- e The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki School Hoshimi High School Special Needs School
- d The School bus rental contract of the Hokkaido Hushimi Special Needs School

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., March 24, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 23, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道教育庁胆振教育局長事務代理

北海道教育庁胆振教育局次長 川 端 雄 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

3D入力装置端末 一式

2 落札を決定した日

平成28年2月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 杉下機械商事株式会社

- (2) 住 所 札幌市白石区本通5丁目3番11号

4 落札金額

6,250,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月29日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁釧路教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道教育庁釧路教育局長 石 川 忠 博

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
13校 1月当たり1,113kW（年間13,356kW）
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
13校 年間合計2,483,783kWh

2 落札を決定した日

平成28年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 伊藤忠エネクス株式会社
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号

4 落札金額

- (1) 基本料金 1,198.80円
- (2) 電力量料金 16.74円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月15日付け北海道教育庁釧路教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号	
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第3号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成28年3月11日 北海道監査委員 内 海 英 徳 北海道監査委員 小 林 郁 子 北海道監査委員 竹 谷 千 里	2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能な者であること。 (2) 調達物品の保守点検が可能な者であること。 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年3月11日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道警察本部のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。 5 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線2239
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第134号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年3月11日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成28年3月11日に一般競争入札の公告を行うデジタル解析図化システム一式の賃貸借契約 (2) 資 格 デジタル解析図化システム一式の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 デジタル解析図化システム	北海道警察本部告示第135号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年3月11日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量
デジタル解析図化システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年６月１日から平成33年５月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成28年北海道警察本部告示第134号に規定するデジタル解析図化システム一式の賃貸借契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北２条西７丁目 北海道警察本部１階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520 札幌市中央区北２条西７丁目 北海道警察本部総務部会計課）
 - (2) 入 札 日 時 平成28年４月25日午後１時30分（送付による場合は、同月22日午後５時までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 ３に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のウ及び３の(1)による。

- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北２条西７丁目
 - (3) 電 話 番 号 011－251－0110 内線 2239
- 10 Summary
 - A Nature and quantity of the products to be procured : Digital Photogrammetric Analyze Measurement System : 1 set
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 25, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 22, 2016)
 - C Contact : Finance Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年３月11日

北海道警察本部長 北 村 博 文

- 1 落札に係る物品等の名称（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）及び数量
デジタル複写機75台の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。） 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年２月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社三好商会
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通西18丁目１番地
- 4 落札金額
基本料金 一式 ０円
複写料金１枚以上１枚当たり 0.55円
- 5 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月15日付け北海道警察本部告示第17号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第137号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月11日

北海道警察本部長 北 村 博 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) 物品等の名称
警察本部庁舎で使用する電力
- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
- イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
- (2) 調達予定数量
- ア 年間予定契約電力 18,000kW
- イ 年間予定使用電力量 7,992,813kWh
- 2 落札を決定した日
平成28年2月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道電力株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 1,630.80円
- (2) 電力量料金 15.34円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年12月15日付け北海道警察本部告示第435号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-